

検討会の進め方について

1. 名古屋議定書締結の意義

名古屋議定書第1条に規定される目的の達成に資すること。

遺伝資源の提供国からの信頼を確保し、日本国内の利用者による遺伝資源の円滑な取得に貢献すること。

バイオパイラシー等に関する謂われのない非難や提供国のABS法令等の意図しない不遵守を防止し、日本の遺伝資源関連のビジネスや研究活動の進展に資すること。

生物多様性条約の締約国として、さらにCOP10議長国として、国際的な責任を果たすこと。

2. 検討会の進め方

○名古屋議定書を早期に締結することを目指し、名古屋議定書の主要規定(別紙)のうち、国内措置を検討するために特に重要と考えられる、国内の遺伝資源へのアクセスに関する事項(6条)、提供国のABS国内法令等の遵守に関する事項(15条(遺伝資源の利用)、16条(遺伝資源に関連する伝統的知識の利用)、17条(遺伝資源の利用の監視))等に係る国内措置のあり方を中心に検討を進める。

○また、他国での名古屋議定書の締結に向けた動きや国内措置の検討に関する情報も重要な参考情報として検討を進めるため、CBD-COP11(10/8~19・インド)の結果を踏まえて、3回目以降の検討会スケジュールを調整する。

3. スケジュール

◆ 第1回検討会(9/14)

- ・ 検討会の設置及び進め方等について
- ・ 国内措置のあり方に関する論点について

◆ 第2回検討会(9/27)

- ・ 国内措置のあり方に関する論点について

CBD-COP11(10/8~19)

- ・ 各国の国内措置の検討状況に関する情報交換

◆ 第3回検討会以降

- ・ COP11での議論や最新の海外状況を踏まえて調整。

(別紙) 名古屋議定書の締約国の対応が必要とされる規定

| 議定書の条項 | 締約国の対応が必要とされる規定 | 内容の概要 |
|---------------------------------|-------------------------|--|
| (利益配分) 第5条1, 2, 3, 5 | 利用国及び提供国の立場から国内措置が必要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 相互に合意する条件 (MAT) による提供国との利益配分 2 原住民社会等が権利を有する遺伝資源についての利益配分の確保 3 1 に関する措置 5 伝統的知識 (TK) から生ずる利益の原住民社会等への配分のための措置 |
| (遺伝資源のアクセス機会の提供) 第6条1, 2, 3 | 提供国の立場から国内措置が必要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 遺伝資源の利用のためのアクセスには PIC を必要とする 2 原住民社会等が遺伝資源へのアクセスに権利を有する場合の PIC 承認の参加の確保 3 PIC に関する制度の明確化 |
| (伝統的知識 (TK) へのアクセス機会の提供) 第7条 | 提供国の立場から国内措置が必要 | 国内法に従い、TK が原住民社会等の参加を得た PIC 及び MAT 締結の確保 |
| (特別の考慮) 第8条 | 提供国の立場から国内措置が必要 | 非商業目的や健康への脅威に関する緊急事態、農業関係の遺伝資源への特別の考慮 |
| (保全及び持続可能な利用への貢献) 第9条 | 利用国及び提供国の双方の立場から国内措置が必要 | 配分された利益 (資金や知識等) を生物多様性保全等に向けるよう奨励 |
| (国境を越える協力) 第11条1, 2 | 提供国の立場から国内措置が必要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 同一の遺伝資源が2つ以上の締約国の領域内で生息している場合の協力 2 同一の TK が複数の締約国や2以上の原住民社会等に共有されている場合の協力 |
| (伝統的知識 (TK)) 第12条1, 2, 3, 4 | 提供国の立場から国内措置が必要 | <ol style="list-style-type: none"> 1 TK に関する原住民社会等の慣習法等の考慮 2 原住民社会等への TK に関する ABS の義務を知らせる制度の確立 3 原住民社会等での TK に関する ABS 制度制定の支援 4 原住民社会の内部での遺伝資源等の利 |

| | | |
|---|--|---|
| | | 用慣行を制限しない |
| (国内の中央連絡先及び権限ある当局) 第 13 条 1, 2, 3, 4 | 1 利用国及び提供国の双方の立場から国内措置が必要 2 提供国の立場から国内措置が必要 | 1 ABS に関する中央連絡先(NFP)の指定 2 権限ある当局(CNA)の指定 3 NFP 及び CAN の双方の任務を遂行する組織の指定 4 条約事務局への通報 |
| (情報交換センター) 第 14 条 2 | 利用国及び提供国の双方の立場から国内措置が必要 | 情報交換センター(CHM)へのABS国内制度の情報提供 |
| (ABS 国内法令等の遵守) 第 15 条 1, 2, 3 | 利用国の立場から国内措置が必要 | 1 PIC取得及びMAT設定の遵守のための措置 2 1 の不履行の状況に対処する措置 3 ABS 国内法令違反の際の協力 |
| (TK に関する ABS 国内法令等の遵守) 第 16 条 1, 2, 3 | 利用国の立場から国内措置が必要 | 1 PIC取得及びMAT設定の遵守のための措置 2 1 の不履行の状況に対処する措置 3 ABS 国内法令違反の際の協力 |
| (遺伝資源の利用の監視 (チェックポイント)) 第 17 条 1, 4 | 1 利用国の立場から国内措置が必要 4 提供国の立場から国内措置が必要 | 1 チェックポイントの指定、遺伝資源の利用に関する情報の収集・受領、要求、不履行の際の措置、CHM への情報提供 4 国際的に認められた遵守の証明書の内容 |
| (相互に合意する条件(MAT)の遵守) 第 18 条 1, 2, 3 | 利用国及び提供国の双方の立場から国内措置が必要 | 1 MAT への紛争解決規定を含めることの奨励 2 MAT に関する紛争への求償機会の提供 3 司法へのアクセスと外国判決の相互承認等 |
| (契約の条項のひな形) 第 19 条 1 | 利用国及び提供国の双方の立場から国内措置が必要 | 分野別等の契約条項のひな形の作成の奨励 |
| (行動規範等) 第 20 条 1 | 利用国及び提供国の双方の立場から国内措置が必要 | ABS に関する任意の行動規範等の奨励 |
| (啓発) 第 21 条 | 利用国及び提供国の双方の立場から国内措置が必要 | ABS に関する普及啓発の推進 |
| (能力) 第 22 条 1 | 国内措置以外の条項 | 途上国の能力養成 |
| (技術移転) 第 23 条 | 国内措置以外の条項 | 技術協力 |

| | | |
|--------------------------|-----------------------------|--|
| (非締約国) 第 24 条 | 国内措置以外の条項 | 非締約国に対する議定書への参加 |
| (資金供与) 第 25 条 1, 4, 6 | 利用国及び提供国の双方の 立場から国内措置が必要 | 1 条約第 20 条の考慮 4 開発途上国のニーズの考慮 6 議定書実施のための資金提供 |
| (監視及び報告) 第 29 条 | 利用国及び提供国の双方の 立場から国内措置が必要 | 議定書の履行状況に関する報告 |
| (脱退) 第 35 条 | 国内措置以外の条項 | 脱退の通告 |